

愛川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正に伴い、パブリック・コメント手続を
実施しなかった理由について

愛川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を
課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象とな
る条例です。

今回の改正については、子ども・子育て支援法が改正により、特定乳児等通園支援事
業に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正するものですが、特定乳児等通園支
援事業に関する基準について、国で定める基準に従い、又は参酌して定める基準により
行うこととされました。本条例については、国の定める基準と異なる内容を定める特段
の事情がないことから、国の定める基準をもって、本町が条例で定める基準とするため
愛川町自治基本条例第19条第2項第3号の規定を適用し、パブリック・コメント手続
を実施しないこととし、同項後段の規定により実施しなかった理由をお知らせするもの
です。